

発熱などの症状がある場合の相談・受診について

秋冬の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた相談・受診体制として、
発熱などの症状がある方はまず、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。
相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診相談センター」に電話で相談して下さい。

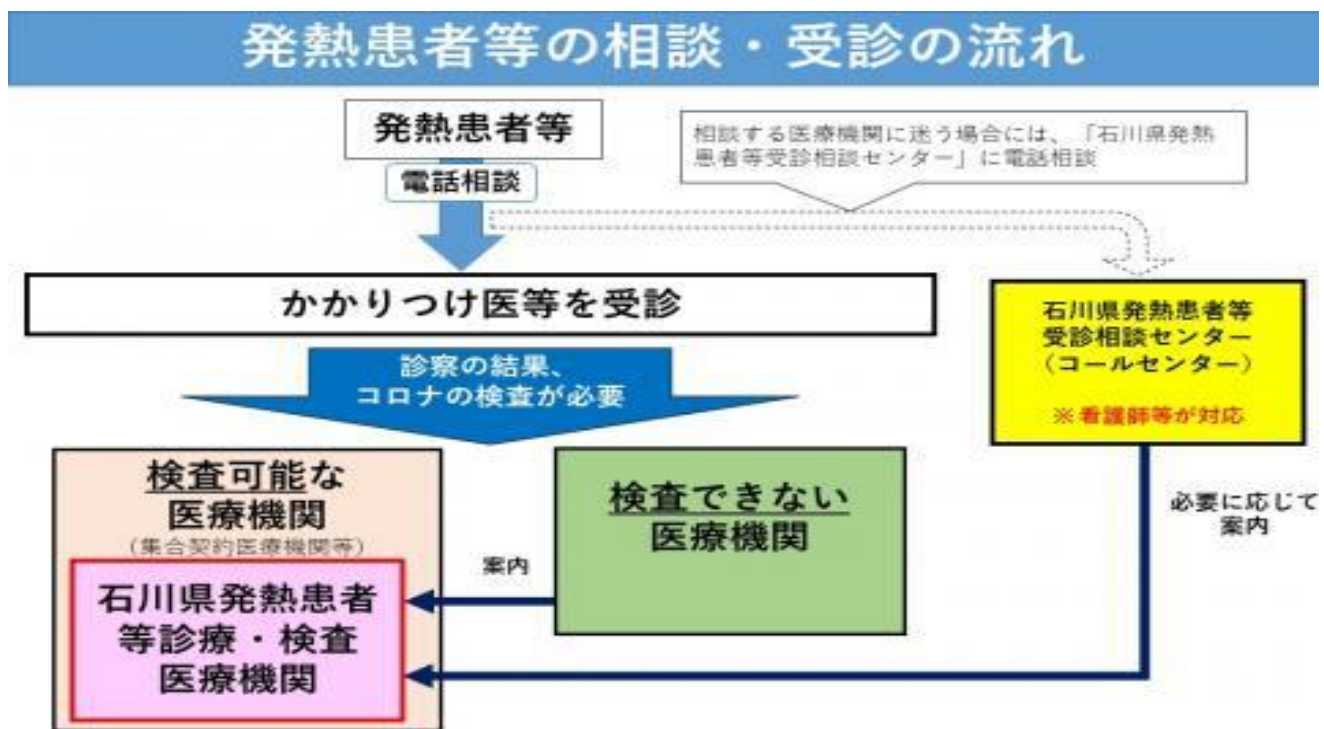
石川県発熱患者等受診相談センター（コールセンター）0120-540-004（土日祝日含めて24時間対応）

（※）これまで、保健所等に設置していた帰国者・接触者相談センターは石川県発熱患者等受診相談センターに一元化されます。

ファックスでの相談について

| | | |
|----------------|---------------|--------------|
| 金沢市にお住まいの方 | 金沢市保健所 | 076-234-5104 |
| それ以外の市町にお住まいの方 | 石川県健康福祉部健康推進課 | 076-225-1444 |

※ファックスの受付は17時までにご案内いただき、17時以降のファックスについては、翌日の回答になります。



1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）